

平成 22 年 11 月 24 日
定例記者会見資料

議員提案『福生市清潔で美しいまちづくり条例』を提出！

～ 議員提案の条例制定を目指し、12月定例会に提出します！～

制定の理由

福生市議会では、市民の皆様のご協力をいただき、今よりもさらに快適に暮らしていこうという考えのもと条例の制定に臨みました。

本来であればこのような条例をつくらなくても、一人ひとりの自覚と行動をもってすれば快適な環境を維持できるはずですが、そうしたモラルに頼るには限界があります。

市としての責務を初め、市民の皆様、さらに市内で事業を行う方の責務を定め、一定の制限を設けることにより、快適な生活環境を確保することを目的として、条例を制定するものです。



制定までの経過

平成 21 年 6 月： 政策立案プロジェクトチームを設置（1期生議員で構成）

平成 21 年 6 月～平成 22 年 2 月：

- ・ 8 回に及ぶ会議を開き、条文内容の研究・検討
- ・ 関係部署との勉強会、他自治体の施策と条文を研究
- ・ 先進市（茨城県守谷市）を視察

平成 22 年 6 月： 第 2 次議会改革検討協議会（全議員で構成）において内容と今後の流れの確認

平成 22 年 8 月： 市長からの意見聴取

平成 22 年 9 月： パブリックコメントを実施し、市民からの意見を伺った

平成 22 年 11 月： 議会運営委員会において、条例案の最終確認

平成 22 年 12 月： 12月定例会に議員提出議案として提出



【担当】議会事務局

電話 042 - 551 - 1523（直通）